

生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では、母子保健法に基づく1歳6カ月及び3歳になった全ての幼児に対する歯科健診と、学校保健安全法に基づく小学校、中学校、高等学校等の全ての児童・生徒に対する学校歯科健診が行われている。

一方、成人期については、健康増進法に基づく40歳、50歳、60歳及び70歳の歯周疾患検診と高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、受診が義務付けられているものではない。また、事業所においては、労働安全衛生法に基づく歯科健診が行われているが、対象が有害な業務に従事する労働者に限られており、成人期以降の受診体制は十分とはいえない状況にある。

近年、歯と口腔の健康維持は、全身の健康を保持・増進するための重要な要素であると言われている。人生100年時代を迎える中、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の機会を確保し、口腔内の健康を維持することは、健康寿命を延伸する上で極めて重要である。

本市は、令和4年6月、議員提案により「札幌市歯科口腔保健推進条例」を制定し、関係者の協力の下、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的・計画的に取り組んでいるところである。

こうした中、国は、令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討を行うことを初めて盛り込み、さらに本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても、国民皆歯科健診に向けた取り組みを推進する旨を掲げたところである。

よって、国会及び政府においては、健康寿命の延伸等に向け、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民皆歯科健診の実現に向け、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正を含め、必要な法整備を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に当たっては、地方自治体をはじめとする関係者の意見を十分に反映できるよう必要な措置を講じること。
- 3 国民皆歯科健診の着実な実施のために、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくりや歯科健診の重要性についての啓発と定期的な受診勧奨を行い、歯科疾患の発症、再発及び重症化の予防等につながる効果的な取り組みを推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）12月12日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本維新の会所属議員全員並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員及び大地さっぽろ脇元繁之議員